

## 諸郡戸籍帳と廻船数

吉 本 一 雄

はじめに

藩内における廻船改は、大坂廻米および萩蔵納米回漕船の確保と、廻船経営に伴なう帆別銀や運上銀の付加を意図として実施されたといえよう。廻米との関連については、明和元年の百石積以上廻船改にも明白で、船数の調査とともに船主に対して廻米積船役を再確認させ、北村宰判船の萩蔵納米運送と南村宰判船の大坂廻米運送を周知徹底させた。<sup>(註1)</sup>また帆別銀については、安政四年正月に取立の改正を行ない、一五〇〇石積から二〇石積以下の廻船まで積石に<sup>(註2)</sup>応じて付加しており、運上銀上納の実態は、帆別銀の改正よりも早く、「風土注進案」に記載されている。

右の目的に基づいて「地下上申」「風土注進案」のいわゆる村明細書には、廻船数あるいは積石の記載が要求され安永八年の戸籍法ではさらに明確に義務づけられた。

小稿では、「地下上申」ほか廻船数表示史料の紹介を行うとともに、戸籍法に基づき作成された「諸郡戸籍帳」から近世末期における廻船の推移について述べてみたい。

一 地下上申と廻船改

藩の基本法である方治制法は、浦々に対し、入港する廻船の数、及び石積・船主名の記述を命じている。これは、近世初期から領内に活動する廻船の掌握を、藩府自から進めていた現われであるが、こうした藩府の意図にもとずいて、浦々から所属船数の上申が行われたと推察される。

寛文七年に吉敷郡阿知須浦の庄屋から、給領主右田毛利へ提出した船数付立は、廻船数と積石を記載した簡単な報告であるけれども、給領支配を遂行するにあたり船数も掌握すべきデータの一つであったといえよう。ただ藩初からこの種の報告が、領内全域にわたり、しかも定期的に実施されていたか否か、その実態は史料の制約もあって明らかでない。ともかくも、ほぼ領内全域にわたり廻船数の報告を行ったのは「地下上申」が最初のように思われる。

「地下上申」は享保十二年から宝暦三年にかけて、絵図方頭人井上武兵衛に宛てて村々から提出された村明細書である。内容は隣村との境目書、地名および古跡の由来、石高等の付立の三部からなり、主に境目書に目的があった点が指摘されている。廻船数については、田畠石数・牛馬数・戸数とともに船数の記載があり、記載方法は必ずしも統一されていない。これは、同上申書が案書にもとずき作成されながらも、画一的形態を強制しなかったためによるが、廻船表示に関していえば、積石及び船数を次のように報告している。

(例1)

一、船数貳拾六艘

(例2)

一、廻船数四拾艘

(例3)

一、惣船数拾八艘

内

五拾石積 壹艘

内

三拾壹艘 三田尻

内

九艘 廻船

四拾石積 拾壹艘

九艘 塩浜

但六百石積 三拾石積迄

三拾石積 七艘

例1は積石別に廻船数をまとめたもの、例2は単に所属廻船の総数を記したものの、例3は積石及び船数を示すが、これを統括して表示したものである。そのほか、積石にかわって反帆表示をしたもの、いさば何艘と船種を示した例もある。また吉敷郡秋穂村や都濃郡榑浜では「九州表え罷越諸商買仕」「塩干鱒積諸国廻船」と廻船経営の一端を示す記事もみられるが、全体からすればまれである。

このように記述方法に不統一があるにせよ、各浦の廻船活動を考察するにあたり、格好の史料であることにまらがない。近時、山口県地方史学会の編集により差出原本を底本としての復刻がなされており、同書を利用しての研究が留意になった。ただ厚狭郡藤曲浦の廻船表示について、原本及び稿本・写本との間に次のような相違があるので指摘しておきたい。

(例1) 藤曲村石高境目書(原本)

一、船数四拾五艘

内

六艘 廻船

三拾二艘 五枚帆船

七艘 獮船

但鳥賊網がぜ網仕候網数拾壹

一鰯網式拾壹

但船無御座ニ付雇立

外壹艘 石積船拾領

(例2) 同書稿本・写本

一、惣船数五拾七艘

内

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 壹艘 | 千八百石積   | 壹艘  | 千五百六十石積 |
| 壹艘 | 千五百石積   | 壹艘  | 五百五十石積  |
| 壹艘 | 四百石積    | 壹艘  | 三百廿五石積  |
| 三艘 | 三百石積    | 壹艘  | 四百三十石積  |
| 式艘 | 三百五十石積  | 壹艘  | 式百三十石積  |
| 壹艘 | 三百七十四石積 | 式艘  | 式百五十石積  |
| 壹艘 | 百九十五石積  | 四艘  | 七十石積    |
| 式艘 | 六十石積    | 壹艘  | 五十石積    |
| 八艘 | 四十石積    | 十式艘 | 三十石積    |
| 三艘 | 廿五石積    | 壹艘  | 廿石積     |

表1 藤曲浦の廻船数

| 年代   | 100石積              | 200石積              | 500石積   | 1,000石積 | 計            |    |
|------|--------------------|--------------------|---------|---------|--------------|----|
| 享保19 | 32(84%)<br>31(64%) | (廻船:6艘)<br>12(25%) | 1       | 3       | 38+1<br>48+1 |    |
| 寛政4  | 20(66%)            | 7(23%)             | 1       | 2       | 30           |    |
| 天保13 | 20(36%)            | 15(27%)            | 17(30%) | 2       | 1            | 55 |

註 享保19年は上段が原本、下段が稿本による船数である。また+1は給領所屬船を示す。  
 寛政4年は「長門周防兩國中浦々廻船並持主付立」、天保13年は「防長風土注進案」によつた。以下、  
 船数は100石積未満、100石積、200石積、500石積、1,000石積以上に於て記入した。

九艘 獮船

外ニ壹艘 毛利宇右衛門領石船

原本と稿本の奥書は、いずれも享保十九年四月二十九日に差出とある。問題となる稿本は、表紙に朱筆で「筆並記録之通ニ御調、有馬喜三太」とあり、文中、廻船数については、原本のままに転記されたものが朱筆で抹消され、改めて紙に例2の詳細な記載がなされている。朱筆の入れ方から両書を検討すると、原本と稿本との関係は、原本をうけてさらに詳細な浦方の廻船報告を稿本に継ぎたしたと考えざるをえない。

次に廻船表示についてみると、総数は給領地を含めて原本で三九艘、稿本で四九艘と一〇艘の相違がある。また廻船の規模から両書と比較すれば表1のとおりで、原本にいう廻船の大部分は帆数からして一〇〇石積以下の船となり、一方、

稿本では、一五〇〇石積以上三艘、五五〇石積一艘、さらに四三〇石積から二三〇石積も一二艘を数え、この点においても両書に相違がみられる。廻船規模が廻船経営を性格づけるとすれば、原本と稿本の廻船表示について、さらに検討の必要があろう。

表2 寛政4年廻船数

| 郡名 | 浦数 | 廻船数 | 200石積 | 500石積 | 1,000石積 | 計  |
|----|----|-----|-------|-------|---------|----|
| 吉波 | 5  | 42  | 39    |       |         | 3  |
| 佐濃 | 2  | 23  | 12    | 11    |         |    |
| 都毛 | 4  | 42  | 41    | 1     |         |    |
| 熊島 | 4  | 71  | 59    | 5     | 3       | 4  |
| 大玖 | 9  | 62  | 57    | 4     |         | 1  |
| 阿武 | 3  | 309 | 302   | 6     |         | 1  |
| 見島 | 4  | 8   | 8     |       |         |    |
| 大津 | 1  | 17  | 17    |       |         |    |
| 豊浦 | 7  | 100 | 100   |       |         |    |
| 厚狭 | 11 | 155 | 149   | 3     | 2       | 1  |
|    | 2  | 39  | 35    | 2     |         | 2  |
| 計  | 52 | 868 | 819   | 32    | 5       | 12 |

註 浦数は廻船所屬の浦数を示した。また積石によって200石積、500石積以上に廻船を区分した。

| 天保6            | 安政3            | 安政5            | 文久2            | 元治元            | 慶応4            | 明治2            |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 1              | 1              | 1              | 1              | 1              | 3              | 3              |
| 17             | 10             | 10             | 10             | 6              | 13             | 9              |
| 23             | 11             | 13             | 10             | 6              | 11             | 17             |
| 35             | 29             | 27             | 22             | 21             | 25             | 20             |
| 76             | 81             | 80             | 80             | 93             | 125            | 118            |
| 28             | 25             | 30             | 32             | 30             | 36             | 32             |
| 79             | 146            | 146            | 146            | 149            | 206            | 207            |
| 220            | 302            | 283            | 278            | 300            | 350            | 330            |
| 115            | 147            | 146            | 175            | 200            | 207            | 217            |
| 1              | 1              | 1              | 1              | 1              | 1              | 1              |
| 2              | 9              | 9              | 7              | 10             | 77             | 77             |
| 104            | 98             | 95             | 77             | 85             | 89             | 87             |
| 154            | 196            | 248            | 207            | 210            | 232            | 229            |
| 303            | 233            | 243            | 204            | 199            | 212            | 214            |
| 1,158<br>(134) | 1,289<br>(150) | 1,332<br>(155) | 1,250<br>(145) | 1,311<br>(152) | 1,587<br>(184) | 1,561<br>(181) |

表3 宰判内所属廻船の推移

|        | 文政7          | 文政8          | 文政9          | 天保3            | 天保4            | 天保5            |
|--------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 当島宰判   |              |              |              |                |                | 1              |
| 浜崎宰判   | 18           | 16           | 16           | 13             | 15             | 19             |
| 奥阿武郡宰判 | 19           | 20           | 18           | 22             | 19             | 20             |
| 前大津宰判  | 36           | 38           | 36           | 35             | 35             | 35             |
| 先大津宰判  | 80           | 75           | 81           | 79             | 79             | 78             |
| 吉田宰判   | 38           | 38           | 37           | 34             | 34             | 29             |
| 舟木宰判   | 61           | 60           | 60           | 77             | 75             | 76             |
| 小郡宰判   | 81           | 83           | 99           | 221            | 226            | 229            |
| 三田尻宰判  | 92           | 124          | 148          | 125            | 126            | 125            |
| 徳地宰判   |              |              |              |                |                |                |
| 都濃宰判   | 6            | 6            | 6            | 2              | 2              | 2              |
| 熊毛宰判   | 71           | 72           | 72           | 94             | 94             | 91             |
| 上関宰判   | 114          | 112          | 112          | 155            | 158            | 154            |
| 大島郡宰判  | 245          | 244          | 249          | 288            | 305            | 307            |
| 計      | 861<br>(100) | 888<br>(103) | 934<br>(108) | 1,145<br>(133) | 1,168<br>(136) | 1,166<br>(135) |

註 表は「諸郡戸籍帳」(毛利家文庫政理・県庁旧藩記録)から作成した。合計の( )の数字は文政7年を100とする指数を示した。

二 国目付の来落と廻船改

廻船改は国目付の来落時にも特別に実施された。寛政四年に幕府は近藤三左衛門・加藤鞆負の二名を国目付として派遣し、藩側は諮問事項に応答すべく「発端ニ従公儀被仰出候御条目与有之分」の四冊の答書と、本村枝村付立・孝人付立等の九冊の添書を作成した。国目付の調査事項のうち浦および船数については、湊数、浦数、手船・関船数、小早船、荷船、廻船数が要求され、この内、浦数と廻船数をまとめて「長門周防両國中浦々廻船並持主付立」と題する簿冊が作成された。<sup>(註4)</sup> 同書は藩内の廻船を郡単位に集計することを意図とし、まず郡内所属船の総数を示し、ついで郡内各浦の所属船について、一艘ごとに積石と所有者を記述した。また廻船の所属しない浦についてもその旨表示された。

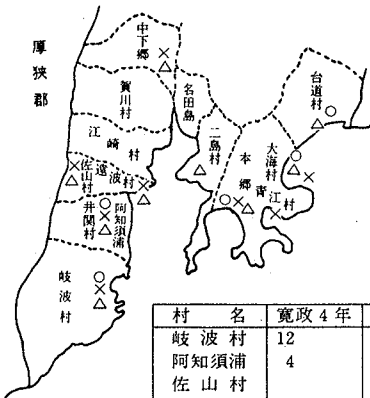
廻船総数は、岩国領・長府領ほか支藩領を含めて八六八艘を数え、この内、岩国領の玖珂郡今津・通津浦

・由宇浦の所属船三〇九艘を差除すると、本藩領ほかの所属船は五五九艘とかなり減少する。さらに積石から廻船規模を検討すると表2のとおりで、二〇〇石積未満の船が八一九艘と全体の九四・三%をしめ、小型船中心の廻船活動をうかがうことができる。

三 戸籍法の制定と廻船改

安永八年の戸籍法は、戸主の廻船所有を明確にするよう義務づけた。同年及び文政八年改正の戸籍法に関して、すでに山本多門「萩藩幕末期戸籍の分析(小野田高校研究論叢9)」をはじめ諸氏の研究があり詳細を省略するが、廻船所有について同法は、船数とともに石数肩書を戸籍帳に記入すべきとした。また牛馬と同様に所有に移動のあることから、毎年三月(弘化三年以降は八月)に所有船の有無を確認させた。こうして作成された戸籍帳を基に、庄屋元で毎年三月に管轄内の家数・人数・牛馬数・廻船数等を次のような案書に従って統括し、代官に報告した。<sup>(註5)</sup>

表4 小郡宰判の廻船



| 村名   | 寛政4年    | 天保13年 | 郡中大略       |
|------|---------|-------|------------|
| 岐波村  | 12      | 30    | 64 (内床波34) |
| 阿知須浦 | 4       | 60    | 81         |
| 山浪村  |         | 1     | 1          |
| 遠中   |         | 2     | 14         |
| 二島村  |         | 4     | 20         |
| 秋穂本郷 | 16      | 46    | 53 (内黒湯 5) |
| 青江村  |         | 4     |            |
| 大海村  | 7       | 34    | 53         |
| 江村   |         |       |            |
| 道村   | 3 (下津令) |       | 10         |
| 計    | 42      | 181   | 301        |

注、图中、○は寛政4年、×は天保13年、△は郡中大略に所属船の記載されていることを示す。

ないが、文政七年以降、明治にかけて藩内の廻船数は増加の傾向をたどる。特に天保・安政期には、文政期と比較して一・三倍、一・五倍と増加に拍車をかけ、慶応四年に至り総船数一五八七艘、一・八倍の廻船を保有するに至って

(註6) いる。

次に所属廻船の地域的分布をみると、前・先大津を中心とする北浦方面から大島宰判に至る瀬戸内側まで広く廻船が所属しており、中でも瀬戸内の大島・上関・三田尻・小郡宰判は、慶応四年に二二二艘、二三二艘、二〇七艘、三〇七艘と多くの船を数える。大島以下四宰判についてさらに考察を加えると、大島宰判では天保期の三〇七艘をピークに二〇〇艘余から三〇〇艘余の船が所属し、上関・三田尻・小郡宰判では、明治にかけて一一四艘から二三二艘、九二艘から二〇七艘、八一艘から三五〇艘と船数が飛躍的に増加する。船数のうえから、増加傾向の大なることから右の四宰判を近世末期に於ける廻船活動の活発な地域として位置づけることができよう。とりわけ、文政から明治にかけて四倍に船数の拡大した小郡宰判は特出している。

表5 大島宰判の廻船数

| 村名 | 寛政4年    | 天保13年 |
|----|---------|-------|
| 賀前 | 3       | 32    |
| 日土 |         | 61    |
| 居良 | 4       | 15    |
| 油方 | 5       | 15    |
| 西野 |         | 5     |
| 平野 |         | 2     |
| 森浦 | 3       | 2     |
| 和田 |         | 1     |
| 保田 |         | 9     |
| 伊保 |         | 3     |
| 油宇 |         | 6     |
| 小泊 |         | 5     |
| 和佐 | 8       | 2     |
| 沖家 | 3       | 2     |
| 地室 |         | 2     |
| 外入 |         | 4     |
| 安下 | 16      | 14    |
| 秋  |         | 4     |
| 井田 |         | 12    |
| 見佐 |         | 5     |
| 志松 | 5 (屋代浦) | 1     |
| 小三 |         | 4     |
| 掠野 | 15      | 38    |
| 遠崎 |         | 6     |
| 計  | 62      | 12    |
|    |         | 264   |

地域を拡大し、加えて阿知須・秋穂・岐波・大海では一村内の所属廻船が大幅に増加している。同宰判ではこの二要因があいまって船の保有を伸ばしている。 「郡中大略」の廻船数を合わせて検討す

諸郡戸籍帳と廻船数(吉本)

表6 前々大津宰判の廻船

| 村名 | 寛政4年     | 風土注進案 |
|----|----------|-------|
| 隅浦 | 5        | 5     |
| 浦瀨 | 36       | 2     |
| 白濁 |          | 13    |
| 深河 |          | 1     |
| 日置 |          | 17    |
| 河原 | 15 (河原)  | 4     |
| 井後 | 10 (黄波戸) | 2     |
| 阿向 | 5        | 13    |
| 神  | 19 (向津具) | 5     |
|    | 24 (川尻)  | 3     |
|    | 5        | 16    |
| 計  | 12 (肥中)  | 9     |
|    |          | 14    |
|    |          | 18    |
|    | 131      | 122   |

大策があり、特に同政策は廻米運送船の確保に傾注されはしていたが、船数の減少傾向が現われると次のように増船をうながしている。<sup>(註7)</sup>

御両国廻船相増候様との儀者御書付歴然之儀ニ候所近來追々船相減御運送之間も有之由御代官中其心遺疎成様ニ相候候此儀不限御書付之内ニあるも肝要之儀者別ある心を用ひ可有其吟味候

さらに推測を許されるならば、船数の増加には、資金を保有し廻船経営に進出する船主の存在があり、廻船経営資

金の留保と廻船経営を可能にする流通機構の存在を見ることができない。この点、次稿の課題としたい。

註1 『山口県史料近世編法制下』三八六ページ参照。

註2 同年の改正によれば「帆別銀取建方之義地他国出津之度々取縮被仰付候事ハ御代官所之手数ニ相成候事ニ付一ケ年分別紙段分ケ之当りを以毎年三月を限り請銀方以上納被仰付候事」とあり、帆別銀は一五〇〇石積以下一四〇〇石積まで年間銀一一七匁、また二五石積以下の廻船は年間銀一匁九分五厘とされた。

註3 同年の「阿知須浦廻船船数付立候事」(右田毛利文書)によれば、二五〇石積から四〇〇石積まで一六艘を有する。

註4 同付立の詳細については、「寛政四年長門周防両国中浦々廻船並持主付立」(山口県地方史研究四二号)を参照。

註5 戸籍法に關しては「戸籍御根帳」(県庁旧藩記録)に詳細な記述がある。

諸郡戸籍帳と廻船数(吉本)

れば、さらに歴然となる。

こうした傾向は大島・上関両宰判でもみられ、大島宰判では特に地域的拡大傾向が顕著で、九カ村から二五カ村へとほぼ全村に廻船を保有するに至った(表5)。

一方、文政七年以降、増減にあまり変化のみられない両大津宰判では、分散化を示しながらも天保期に極端に船数の減少した村もあり(表6)、右の宰判と状況を異にする。この点に停滞傾向の要因があると見えよう。

おわりに

以上のように、近世中期以降、藩内の廻船は、地域的な拡大と一村単位の保有船数を増しつつ着実に増加した。その背後には、代官の実務として位置づけられた藩の廻船増

註6 文政七年から明治二年に至る廻船数のうち、五〇〇石積未満の船は九〇〜九六%をしめ、またその多くは三〇〇石積以下で、小型廻船への依存に変化はなかつた。

500石未満廻船数(「諸郡戸籍帳」から)

| 年代   | 500石積未満船数 | %      |
|------|-----------|--------|
| 文政7年 | 829       | (96.2) |
| 8年   | 856       | (96.3) |
| 9年   | 903       | (96.6) |
| 天保3年 | 1,094     | (95.5) |
| 4年   | 1,110     | (95.0) |
| 5年   | 1,116     | (95.7) |
| 6年   | 1,107     | (95.5) |
| 安政3年 | 1,208     | (93.7) |
| 5年   | 1,240     | (93.0) |
| 文久2年 | 1,135     | (90.8) |
| 元治元年 | 1,211     | (92.3) |
| 慶応4年 | 1,505     | (94.8) |
| 明治2年 | 1,477     | (94.6) |

註7 「御書付控卅八」天保十年の項